

新型コロナウイルス感染症に係る 主な支援施策

《令和2年5月8日時点》

新型コロナウイルス感染症に係る支援施策について特に問合せの多いものを本資料にまとめましたので参考にしてください。

なお、掲載されている内容は令和2年5月8日09:00時点のものです。以降の制度改正等により、内容が一部変更する可能性があることをご了承願います。

また、支援施策について制度改正があった場合は遊佐町商工会のホームページ (<http://yuza-shokokai.com/>) に掲載しますのでご確認願います。

遊 佐 町 商 工 会

I 給付金・助成金

1. 持続化給付金（経済産業省）

対象者	下記の①～③を全て満たす事業者 ①ひと月の売上が前年同月比で <u>50%以上減少</u> している ②今後も事業を継続する意思がある ③資本金 10 億円未満又は従業員数 2,000 人以下
給付額	・法人：上限 200 万円 ・個人事業者：上限 100 万円 ※前年の総売上－前年同月比▲50%の月の売上×12 か月分
申請方法	<u>持続化給付金ホームページからの電子申請</u> (https://www.jizokuka-kyufu.jp) ※申請者のメールアドレスが必要です
申請期間	令和 2 年 5 月 1 日～令和 3 年 1 月 15 日
問合せ先	持続化給付金事業コールセンター Tel.0120-115-570/03-6831-0613 ※5月・6月は曜日を問わず 8:30～19:00 対応

2. 雇用調整助成金（経済産業省）

対象者	下記の①～③を全て満たす事業者 ①最近 1 か月の売上高等が前年同月比 <u>5%以上減少</u> ②雇用保険適用事業主である ③雇用の維持を図るために <u>従業員の休業を実施</u> ※労働基準法第 26 条の規定により、使用者の都合で労働者を休業させた場合は、平均賃金の 100 分の 60 以上にあたる金額を休業手当として支払わなければなりません。
助成内容	・従業員に支払う <u>休業手当の 4/5</u> （大企業は 2/3） ・但し、 <u>解雇等を行わない場合は 9/10</u> （大企業は 3/4） ・従業員 1 人あたり上限 8,330 円/日 ※令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日までの休業等に適用
申請方法	ハローワーク酒田への書類提出
問合せ先	ハローワーク酒田（ <u>要電話予約</u> ） Tel.0234-27-3111

※「雇用調整助成金」には山形県の補正予算により上乗せ助成が予定されています。

II 資金繰り支援

1. コロナ特貸（日本政策金融公庫）

融資対象	最近 1 か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して <u>5%以上減少した方</u>
資金使途	設備資金、運転資金
利率	<u>当初 3 年間は基準金利▲0.9%</u> 、4 年目以降基準金利 ※利下げ限度額 3,000 万円 ※令和 2 年 5 月 8 日現在 1.36%－0.9%＝0.46%となります
貸付限度額	別枠 6,000 万円
貸付期間	<u>設備資金 20 年以内</u> （据置 5 年以内） <u>運転資金 15 年以内</u> （据置 5 年以内）
担保・保証人	無担保・経営者保証有（一定要件を満たす場合は免除）
問合せ先	日本政策金融公庫酒田支店（要電話予約） Tel.0234-22-3120

2. コロナマル経（日本政策金融公庫）

融資対象	最近 1 か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して <u>5%以上減少した小規模事業者</u>
資金使途	設備資金、運転資金
利率	<u>当初 3 年間は基準金利▲0.9%</u> 、4 年目以降基準金利 ※令和 2 年 5 月 8 日現在 1.21%－0.9%＝0.31%となります
貸付限度額	別枠 1,000 万円
貸付期間	設備資金 10 年以内（据置 4 年以内） 運転資金 7 年以内（据置 3 年以内）
担保・保証人	無担保・無保証
問合せ先	遊佐町商工会 Tel.0234-72-4422

※「コロナ特貸」「コロナマル経」とも次のいずれかの要件に該当する場合は国の特別利子補給制度により借入後 3 年間は 3,000 万円を上限に利子補給を受けることで当初 3 年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

3. 地域経済変動対策資金（山形県）

融資対象	最近 1 か月の売上が前年同期と比較して <u>30%以上減少</u> し、かつ以後 2 か月間を含む 3 か月間の売上が前年同期と比較して 30%以上減少することが想定される中小企業者
資金使途	運転資金
利率	<u>無利子</u>
貸付限度額	5,000 万円 ※但し、最近 1 か月の売上が前年同期と比較して 50%以上減少し、かつ以後 2 か月間を含む 3 か月の売上が前年同期と比較して 30%減少することが想定される中小企業の方は 2 億円
貸付期間	10 年以内（据置 2 年以内）
担保・保証人	無担保・経営者保証有（一定要件を満たす場合は免除）
保証料	<u>0 円</u> ※セーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証いずれかを活用
取扱期間	令和 2 年 3 月 16 日から令和 2 年 8 月 31 日まで
問合せ先	県内民間金融機関（荘内銀行、きらやか銀行ほか）

4. 新型コロナウイルス感染症対応資金（山形県）

融資対象	下記の①～②のいずれかを満たす事業者 ①最近 3 か月間の売上等が前年同期と比較して <u>5%以上減少している小規模事業者（個人事業主）</u> ②最近 1 か月の売上が前年同期と比較して <u>15%以上減少している中小企業、小規模事業者（法人）</u>
資金使途	運転資金
利率	<u>当初 3 年間は無利子</u> 、4 年目以降 1.6%（固定）
貸付限度額	3,000 万円
貸付期間	10 年以内（据置 5 年以内）
担保・保証人	無担保・経営者保証有（一定要件を満たす場合は免除）
保証料	<u>0 円</u> ※セーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証いずれかを活用
取扱期間	令和 2 年 12 月 31 日までに信用保証協会が信用保証の申込を受けた融資であって、令和 3 年 1 月 31 日までに貸付を実行したものに限り対象
問合せ先	県内民間金融機関（荘内銀行、きらやか銀行ほか）

※「地域経済変動対策資金」「新型コロナウイルス感染症対応資金」とも無利子融資の要件を記載しています。融資対象に合致しない場合でも低利融資を受けられる場合がありますので、金融機関に直接ご相談願います。